

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 1 月 17 日（金）第 583 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 生産事業者の登録（森林経営課取扱い） 1
- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 2
- くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更（水産振興課取扱い） 3
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の計画の変更（2件）（農地整備課取扱い） 3
- 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課取扱い） 4
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 4
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 5
- 都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧（7件）（都市計画課取扱い） 5
- 都市計画道路の変更案の縦覧（都市計画課取扱い） 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（鹿児島地域振興局取扱い） 8
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大島支庁取扱い） 8

公 告

- 一般競争入札公告（2件）（管財課取扱い） 9
- （高校教育課取扱い） 12

教 育 委 員 会 告 示

- 指定管理者の指定（社会教育課取扱い） 14

告 示

鹿児島県告示第19号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第5429号	北薩森林組合 出水市平和町1437番地	種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	北薩森林組合 出水市平和町1437番地

鹿児島県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市西佐多町2939番，2939番2，2952番1，3144番2，3145番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市郡山岳町2276番
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
指宿市開聞十町字東園4780番2（次の図に示す部分に限る。），4781番8，4781番9，4782番1，4782番2，4783番11，字天道松4900番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第23号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和7年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

23.9トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	1.9トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	16.6トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	0.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	4.5トン

鹿児島県告示第24号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和7年1月17日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、令和5年1月17日鹿児島県告示第48号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

令和7年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域	区 分
いちき串木野市羽島区域 （羽島漁業協同組合の地区）	(1) 主として小型合併漁業を営む漁業 (2) 合計総トン数10トン以上20トン未満の2隻の漁船により船びき網を使用して行う漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
いちき串木野市湊町、大里及び川上区域 （市来町漁業協同組合の地区）	(1) 合計総トン数10トン以上20トン未満の2隻の漁船により船びき網を使用して行う漁業又は主として小型合併漁業を営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（農地整備経営体育成型）（旧：農地整備（経営体育成型））（区画整理）岩弘地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 1 月 20 日から同年 2 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
東串良町役場農地課

鹿児島県告示第26号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により，土地改良事業県営農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）益丸地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 1 月 20 日から同年 2 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
大崎町役場農林振興課

鹿児島県告示第27号

土地改良事業県営農村地域防災減災（ため池整備）（農用地利用保全）池当池地区の工事は，令和 6 年 10 月 28 日に完了した。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 7 年 1 月 17 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	串木野樋脇線	薩摩川内市樋脇町市比野字	前	12.5～25.0	135.8
		下湯原2168番3地先から同	前	10.3～28.1	112.7
		市樋脇町市比野字宮元824	後	12.5～25.0	135.8
		番1地先まで	後	10.3～28.1	115.6

鹿児島県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和7年1月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	串木野樋脇線	薩摩川内市樋脇町市比野字下湯原2168番3地先から 同市樋脇町市比野字宮元824番1地先まで	令和7年 1月17日

鹿児島県告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和7年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
西之表都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
西之表都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び熊毛支庁建設部建設課並びに西之表市建設課
- 4 縦覧期間及び時間
令和7年1月17日から同月31日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第31号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和7年1月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
霧島市域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
国分都市計画区域、溝辺都市計画区域、横川都市計画区域、牧園都市計画区域、隼人都市計画区域及び福山都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課並びに霧島市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間及び時間
令和7年1月17日から同月31日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島県告示第32号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
南さつま市域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
加世田都市計画区域及び笠沙都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び南薩地域振興局建設部土木建築課並びに南さつま市建設部都市整備課
- 4 縦覧期間及び時間
令和 7 年 1 月 17 日から同月 31 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

鹿児島県告示第33号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
名瀬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
名瀬都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び大島支庁建設部建設課、奄美市建設部都市整備課まちづくり推進室並びに龍郷町企画観光課
- 4 縦覧期間及び時間
令和 7 年 1 月 17 日から同月 31 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

鹿児島県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
根占都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
根占都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部土木建築課並びに南大隅町建設課

4 縦覧期間及び時間

令和 7 年 1 月 17 日から同月 31 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

鹿児島県告示第 35 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 都市計画の種類

瀬戸内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

瀬戸内都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課並びに瀬戸内町建設課

4 縦覧期間及び時間

令和 7 年 1 月 17 日から同月 31 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

鹿児島県告示第 36 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 都市計画の種類

徳之島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

徳之島都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び大島支庁徳之島事務所建設課並びに徳之島町建設課

4 縦覧期間及び時間

令和 7 年 1 月 17 日から同月 31 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

鹿児島県告示第 37 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画道路
 - (2) 名称 3・6・5号二月田停車場線
- 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分
指宿市大字十町字九玉前の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び南薩地域振興局建設部土木建築課並びに指宿市建設部都市・海岸整備課
- 4 縦覧期間及び時間

令和 7 年 1 月 17 日から同月 31 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

鹿児島地域振興局告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島地域振興局長 森哲志

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
喜楽奈村訪問介護事業所	日置市吹上町湯之浦 2758 番地	社会福祉法人曙福祉会	日置市吹上町湯之浦 2758 番地	佐野 公一	令和 6 年 9 月 30 日	重度訪問介護

始良・伊佐地域振興局告示第 3 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 1 月 17 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
育成サポート友遊	霧島市国分清水一丁目 11 番 24 号	株式会社ゆうゆう	宮崎県都城市五十町 2212 番地 22	井手上健一	令和 6 年 12 月 1 日	放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 1 月 17 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポート友喜	霧島市霧島田口 2612 番地 8	株式会社ゆうゆう	宮崎県都城市五十町 2212 番地 22	井手上健一	令和 6 年 12 月 1 日	就労継続支援 B 型

大島支庁告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第

46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 1 月 17 日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
しえすた	大島郡天城町兼久1503番地1	社会福祉法人南恵会	鹿児島市草牟田二丁目29番38号	吉留 康洋	令和 6 年 11月30日	生活介護

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
建築物の清掃サービス（鹿児島県行政庁舎清掃業務） 一式
- (2) 調達をする特定役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 2 年鹿児島県告示第 302 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格（資格審査要綱第 8 条第 1 項の規定による A 級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3798
ファックス番号 099-286-5641

(3) 申請書類の受付期間

令和 7 年 1 月 17 日から同月 27 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分

から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和 7 年 3 月 18 日午後 5 時 15 分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 3 月 19 日午前 10 時 30 分
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 1 階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出し，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者で，入札説明書で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案をしたものの中から，入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が鹿児島県にとって最も有利な者を落札者とする。ただし，落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは，その者を落札者とせず，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち，入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が鹿児島県にとって次に有利な申込みをした者を落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては，記名したもの）の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3798
ファックス番号 099-286-5641

13 その他

- (1) この調達，世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札は，この調達に係る令和 7 年度予算が成立しないときは実施しない。
- (3) この入札に係る契約は，令和 7 年 4 月 1 日に確定する。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE SERVICES TO BE REQUIRED:
Cleaning Service of Kagoshima Prefectural Government Office:1Set
- (2) FULFILLMENT PERIOD:
From 1 April 2025 through 31 March 2026
- (3) FULFILLMENT PLACE:
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 18 March 2025
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3798

FAX 099-286-5641

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
県立学校で使用するパソコンの賃貸借 274 台
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和 7 年 2 月 28 日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和 7 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日まで

なお、契約は、地方自治法第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 14 年鹿児島県告示第 1481 号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和 7 年 1 月 24 日午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。
なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1 の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 7 年 1 月 17 日から同月 24 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

ただし、資格審査には時間を要することから、受付期間中の申請であっても、入札までに審査が完了すると保証するものではないため、申請を行う際は、可能な限り早めに申請を行うこと。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県教育庁高校教育課学校教育 I C T 推進班
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和 7 年 1 月 28 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 1 月 29 日午前 10 時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 16 階）学校施設課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍑) 交付場所 (2)に同じ。

(㍒) 交付期限 令和 7 年 1 月 22 日午後 5 時

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(㍒)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
- 設定しない。
- 11 契約書案の提出
- 落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあつては，記名したもの）の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
- 鹿児島県教育庁高校教育課学校教育 I C T 推進班
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890－8577
電話番号 099－286－5588
ファックス番号 099－286－5678
- 13 その他
- この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
PCs for use in Prefectural Schools, 274 models: 1 Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
28 February 2025
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 28 January 2025
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Upper Secondary School Education Division
Kagoshima Prefectural Educational Bureau
10－1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890－8577 Japan
TEL 099－286－5588
FAX 099－286－5678

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 1 号

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 6 条の規定により，次のとおり指定管理者を指定した。

令和 7 年 1 月 17 日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

- 1 公の施設の名称
鹿児島県立霧島自然ふれあいセンター
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
K S G ・ M S G グループ
鹿児島市東千石町19番32号
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月 31日まで